

中小企業経営強化税制等の概要と証明書発行の手続きについて

1. 証明書発行に関連する制度の概要

中小・小規模事業者等が中小企業等経営強化法の経営力強化設備等として、以下の要件を満たす対象設備を導入する場合、法人税・所得税の優遇措置等が受けられる制度です。

期間は、令和7年3月31日までとなっております。

※優遇措置の内容については、中小企業庁のHP を参照願います。

(1) 税制要件

① 中小企業等経営強化法での経営力向上計画の認定が必要です。

(2) 対象設備

①生産性が年平均1%以上向上していること。

機械装置の場合、10年以内に販売が開始されたもので、年平均1%以上（旧モデル（一代前モデル））と比較して、「生産性」が1%以上向上していることが必要です。

②最低取得金額；・機械装置160万円以上、

・器具備品30万円以上（*6年以内に販売開始されたもの）

※その他、建物附属設備(60万以上)も対象となっております。

2. 証明書発行の手続き及び記入方法

(1) ユーザーは、当該設備を生産した製造事業者等（以下「メーカー」）に証明書の発行を依頼します。

(2) 依頼を受けたメーカーは、証明書【様式1】及びチェックリスト【様式2】に必要事項を記入の上、当協会に提出します。

※証明書【様式1】及びチェックシート【様式2】は、当協会HP にアップしていますので、ダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出ください。

※製造事業者等（メーカー）の代表者氏名は、担当部門の部長以上としてください。

※同一設置場所（納入先）に同一製品を複数台納入する場合は、証明書、チェックリストの提出は1部で結構です。

(3) 当協会は、証明書の発行にあたり証明書のチェックリストの記入内容に基づくメーカーからの裏付け資料を参考にして対象設備の要件を確認させて戴き証明書を発行します。その際、チェックリストは当協会とメーカーとの間の確認として用いるものですので、証明書発行後はユーザーへは証明書【様式1】のみの転送となります。

(チェックリストは場合により当協会にて保管します。) 必要な根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご留意ください。

- (4) 当協会から証明書の発行を受けたメーカーは、依頼があったユーザーに証明書を転送してください。
- (5) ユーザーは、(4)の証明書を受けた設備について、経営力向上計画を作成し、認定を受ける必要があります。手続きに際しては、中小企業庁のホームページを参照ください。
- (6) 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得する設備等については、税制の手続きに従い申告することになります。申請する事業者(ユーザー)は、申告時に(4)の証明書、(5)の申請・認定書(いずれも写し)を添付して、法人税・所得税(国税)の優遇を受ける場合は所管の税務署へ、また、固定資産税(地方税)の軽減を図る場合は所管の自治体へ、それぞれ申告することになります。

3. 送付先、問い合わせ先

一般社団法人 海洋水産システム協会 研究開発部 (直井)
〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目15-8
TEL 03-6411-0021 FAX 03-6411-0022

4. 費用

証明書発行手数料として、1部につき次の費用を証明書発行時に請求いたします。

3,000 円 (税別)